

奈良市公報

号外第5号 (平成30年3月訓令甲他)

平成30年6月29日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
製作 株式会社春日

目次

訓令甲

- 奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令……………1
- 奈良市文書取扱規程の一部を改正する訓令……………2
- 奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する訓令……………2

監査

- 包括外部監査の結果に関する報告の公表……………3

公営企業

- 一般競争入札の実施……………3
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出……………3
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……………3
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………3
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定(2件)……………4
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出……………4
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……………4
- 奈良市企業局工事検査規程の一部を改正する規程……………4
- 奈良市企業局公印規程の一部を改正する規程……………5
- 奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示……………5
- 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程……………5
- 奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程……………10
- 奈良市企業局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程……………12

教育委員会

- 臨時教育委員会の開催……………16
- 奈良市立小学校通学区域についての一部改正……………16
- 定例教育委員会の開催……………16
- 奈良市指定文化財の指定……………17
- 奈良市指定文化財の指定の解除……………17
- 教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則……………17
- 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置規則の一部を改正する規則……………17
- 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則……………17
- 奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正する規則……………18

消防

- 奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令……………18

- 奈良市消防表彰規程の一部を改正する訓令……………19

選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等……………19
- 奈良市議会議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の修正の要旨……………19

農業委員会

- 農業委員会総会の招集……………21

訓令甲

奈良市訓令甲第1号

庁中一般
関係各所

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令
奈良市事務専決規程(平成14年奈良市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項総務部長の部分に次の3号を加える。

- (2) 社会福祉法人、社会福祉施設等の指導監査の調整会議の開催並びに当該監査の実施及び結果の報告
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の規定による障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び相談支援事業者の指導監査の実施並びに当該監査の結果の報告
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による事業者及び施設の指導監査の実施並びに当該監査の結果の報告

第4条第1項福祉部長の部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同部分の第10号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)」を「障害者総合支援法」に改め、同号を同部分の第9号とし、同部分中第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号から第21号までを2号ずつ繰り上げ、同部分の第22号中「(平成9年法律第123号)」を削り、「介護老人保健施設」の次に「介護医療院」を加え、同号を同部分の第20号とし、同部分の第23号中「介護老人保健施設

」の次に「介護医療院」を加え、同号を同部分の第21号とし、同部分中第24号を第22号とし、同部分中第25号を第23号とし、同部分の第26号中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、同号を同部分の第24号とし、同部分中第27号を第25号とし、同部分中第28号を第26号とし、第29号を削り、第30号を第27号とし、第31号から第45号までを3号ずつ繰り上げ、同項子ども未来部長の部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、同部分に次の2号を加える。

(5) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金の対象講座のうち、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座に準ずるものとして定める講座の指定

(6) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金及び母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金の交付の対象とする資格の認定

第4条第1項健康医療部長の部分中第19号を第22号とし、第12号から第18号までを3号ずつ繰り下げ、第11号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第17条及び第45条に規定する住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者への報告徴収及び立入検査

第4条第1項健康医療部長の部分中第10号を第12号とし、第9号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく特定感染症検査等事業のうちウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業の実施

第4条第1項健康医療部長の部分中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項に規定する医療保護入院の同意（被保護者に係るものを除く。）

第6条第1項介護福祉課長の部分の第9号中「及び介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設及び介護医療院」に改め、同部分の第10号及び第11号中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、同部分の次に次のように加える。

子育て相談課長

(1) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金及び母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金の支出負担行為の決定

第6条第1項子ども育成課長の部分中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条に規定する児童扶養手当の認定

第6条第1項観光振興課長の部分を削り、同項産業振興課長の部分中「産業振興課長」を「産業政策課長」に改め、同項農林課長の部分中「農林課長」を「農政課長」に改め、同項技術監理課長の部分中「技術監理課長」を「契約課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月30日掲示済)

奈良市訓令甲第2号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市文書取扱規程の一部を改正する訓令

奈良市文書取扱規程（昭和23年奈良市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第17条の3第2項中「回議書」の次に「で法律上の判断を要するもの」を加え、「総務課長の審査を受け」を「法務ガバナンス課長に合議し」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「及び副市長の専決」を削り、同号を同項第2号とする。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月30日掲示済)

奈良市訓令甲第3号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する訓令

（奈良市都市問題調整会議設置規程の一部改正）

第1条 奈良市都市問題調整会議設置規程（昭和62年奈良市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「農林課長」を「農政課長」に改める。

（奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部改正）

第2条 奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程（平成2年奈良市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1企画部会の項中「総合政策課長 奈良ブランド推進課長」を「総合政策課長」に、「産業振興課長」を「産業政策課長」に改め、同表研修部会の項中「災害対策室長 情報救急室長」を「災害対策室長」に、「廃棄物対策課長 観光振興課長」を「廃棄物対策課長」に改め、同表市民運動推進部会の項中「農林課長」を「農政課長」に、「契約課長 技術監理課長」を「契約課長」に改め、同表分野別課題推進部会の項中「福祉政策課長 地域福祉課長」を「福祉政策課長」に改める。

別表第2企画部会の項中「産業振興課長」を「産業政策課長」に改める。

（奈良市環境調整会議設置規程の一部改正）

第3条 奈良市環境調整会議設置規程（平成11年奈良市訓

令甲第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「農林課長」を「農政課長」に改める。

(奈良市工事検査規程の一部改正)

第4条 奈良市工事検査規程(昭和61年奈良市訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「技術管理課長」を「契約課長」に改める。

第5条第1項中「技術監理課」を「契約課」に、「技術管理課長」を「契約課長」に改める。

第6条、第7条、第11条第2項、第12条、第14条から第16条まで及び第18条中「技術監理課長」を「契約課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月30日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人大川幸一から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別添のとおり公表します。

平成30年3月30日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 八 尾 俊 宏
同 松 石 聖 一

別添省略

(平成30年3月30日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第11号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成30年3月1日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

第1 入札に付する事項

公共下水道築造工事及び口径50耗配水支管移設工事
奈良市佐紀町地内(発注番号、工事名称、工事場所、工期、予定価格及び最低制限基準価格、参加資格等は別表のとおり)

以下省略

(平成30年3月1日揭示済)

奈良市企業局告示第12号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成30年3月1日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
大西設備工業	大西 真也	奈良市法華寺町666番地	平成30年2月27日

(平成30年3月1日揭示済)

奈良市企業局告示第13号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成30年3月1日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
大西設備工業株式会社	代表取締役 大西 真也	奈良市法華寺町666番地	平成30年2月27日

(平成30年3月1日揭示済)

平成30年3月1日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

奈良市企業局告示第14号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成30年3月1日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成30年3月15日

2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市六条西二丁目、尼辻町の各一部

2-2 供用を開始する排水施設の位置

処理分区	起 点	終 点	備考
佐保川第13処理分区	奈良市六条西二丁目1537番17	奈良市六条西二丁目1537番17	①
大安寺第3処理分区	奈良市尼辻町乙457番1	奈良市尼辻町甲1028番1	②

3 公共汚水桝設置のうち、供用を開始する箇所

奈良市 鍋屋町13番2 (③)、藤ノ木台三丁目1番306 (④)、三碓町2233番1 他 (⑤)、六条一丁目797番1 (⑥)、四条大路四丁目54番15 (⑦)、法華寺町366番1 (⑧)、大安寺二丁目1番13 (⑨)

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成30年3月1日揭示済)

奈良市企業局告示第15号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成30年3月5日

奈良市公営企業管理者
池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社松本工業所	代表取締役 松本 龍也	奈良県生駒郡斑鳩町龍田四丁目8番20号	平成30年2月27日

(平成30年3月5日揭示済)

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成30年3月7日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局告示第16号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社ベストライフ	代表取締役 吉村 茂	大阪府大東市野崎四丁目7番14号	平成30年3月1日

(平成30年3月7日揭示済)

止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成30年3月9日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局告示第17号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
森本配管工業社	森本 憲司	奈良県大和高田市中三倉堂二丁目9番35号	平成30年3月8日

(平成30年3月9日揭示済)

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成30年3月9日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局告示第18号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社森本配管工業社	代表取締役 森本 憲司	奈良県大和高田市中三倉堂二丁目9番35号	平成30年3月8日

(平成30年3月9日揭示済)

ように定める。

平成30年3月12日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局管理規程第2号

奈良市企業局工事検査規程の一部を改正する規程を次の

奈良市企業局工事検査規程の一部を改正する規程
奈良市企業局工事検査規程（昭和62年奈良市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「中間検査」を「既済部分検査」に改め、「又は工場等において検査をする必要があるとき」を削り、同条第4号中「打ち切り」を「打ち切り」に改める。

第8条中「奈良市企業局建設工事成績評定要綱」を「検査基準」に改める。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月12日揭示済)

奈良市企業局管理規程第3号

奈良市企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月26日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市企業局公印規程の一部を改正する規程

奈良市企業局公印規程（昭和55年奈良市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（公印の印刷及び電算処理）

第8条 一定の字句及び内容の公文書を多数印刷する場合において、企業総務課長が支障がないと認めるときは、公印の印影を当該公文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

2 電子計算機を利用して証明、通知等をする場合において、企業総務課長が支障がないと認めるときは、電子計算機に記録した公印の印影を当該公文書に打ち出して、公印の押印に代えることができる。

3 前2項の公印の印影は、別表に掲げる奈良市公営企業管理者の印その他管理者が認める公印の印影に限るものとし、その寸法は、拡大し、又は縮小することができる。

別表奈良市公営企業管理者の印の項中「辞令及び一般公文書用」を「辞令、一般公文書、印影の印刷及び電算処理用」に改め、「下水道法」の次に「(昭和33年法律第79号)」を加える。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月26日揭示済)

奈良市企業局告示第19号

奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月30日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市企業局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示

奈良市企業局入札参加者等審査会要綱（昭和61年水道局

告示第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「5人」を「7人」に改め、同条第5項中第4号を第6号とし、同項第5号中「経営部参事」を「管理部次長」に改め、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 経営部次長

第3条第5項に次の1号を加える。

(7) 管理部企業技術監理課長

第6条中「経営部企業総務課入札室」を「管理部企業技術監理課」に改める。

附則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市企業局管理規程第4号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
再任用 職員以 外の職 員	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	

30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200	
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600	
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900	
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200	
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600		
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000		
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700		
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200		
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600		
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000		
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400		
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800		
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200		
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600		
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900		
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200		
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600		
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900		
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200		
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500		
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700			

63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			

	96		295,200	343,100							
	97		295,400	343,200							
	98		295,700	343,700							
	99		296,100	344,100							
	100		296,500	344,400							
	101		296,700	344,700							
	102		297,000	345,100							
	103		297,400	345,500							
	104		297,700	345,900							
	105		297,900	346,400							
	106		298,200	346,800							
	107		298,600	347,200							
	108		298,900	347,600							
	109		299,100	348,100							
	110		299,500	348,500							
	111		299,900	348,800							
	112		300,200	349,100							
	113		300,300	349,600							
	114		300,600								
	115		300,900								
	116		301,300								
	117		301,500								
	118		301,700								
	119		302,000								
	120		302,300								
	121		302,700								
	122		302,900								
	123		303,200								
	124		303,500								
	125		303,800								
再任 用職 員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000

附則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の規定に基づいて支給された給与（奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程等の一部を改正する規程（平成26年奈良市企業局管理規程第15号。以下この項において「平成26年改正規程」という。）附則第6項から第8項までの規定又は奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程（平成29年奈良市企業局管理規程第19号。以下この項において「平成29年改正規程」という。）附則第9項、第11項若しくは第12項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の規程の規定による給与（平成26年改正規程附則第6項

「経営管理課 経営係 広域連携係
官民連携推進課

第2条第2項中 東部上下水道管理室 を
企業総務課 総務法制係 職員係
入札室 」

「配水計画係 送水計画係」に、「下水道計画管理課 総務係 事業計画係 管渠管理係 施設管理係
工事検査室 」を

「下水道計画管理課 総務係 事業計画係 管渠管理係 施設管理係」に、

「浄水課 総務係 管理第一係 管理第二係 水質管理係」を

「浄水課 総務係 管理第一係 管理第二係 水質管理係
企業技術監理課 総務係 入札係 監理指導係 工事検査係」に、

「企業技術監理課 総務係 設計積算係 監理指導係」を 「官民連携推進課
東部上下水道管理室 管理係 都祁・月ヶ瀬管理係」に、

「契約調整係 施設係」を「契約調整係 設計係 施設係」に改める。

第3条経営係の部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同部分の第10号中「、市行政経営課及び市広報戦略課」を「及び市行政経営課」に改め、同号を同部分の第8号とし、同部分中第11号を第9号とし、第12号及び第13号を削り、第14号を第10号とし、同部分の第15号中「並びに水道法（昭和32年法律第177号）第24条の2に定める情報提供」を削り、同号を同部分の第11号とし、同部分の第16号中「企業局」を「局」に改め、同号を同部分の第12号とし、同部分中第17号を削り、第18号を第13号とし、第19号を第14号とし、第20号を削り、同条広域連携係の部分に次の8号を加える。

- (9) 防災計画及び災害対策計画に関すること。
- (10) 県営水道との調整に関すること。
- (11) 市広報戦略課との調整に関すること。
- (12) 広報及び広聴に関すること。
- (13) 報道機関その他関係機関への資料提供及び連絡調整に関すること。

から第8項までの規定又は平成29年改正規程附則第9項、第11項若しくは第12項の規定に基づいて支給された給料を含む。）の内払とみなす。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(平成30年3月30日掲示済)

奈良市企業局管理規程第5号

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程
奈良市企業局組織規程（平成14年奈良市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7条」を「第6条」に、「第8条」を「第7条」に改める。

「経営管理課 経営係 広域連携係
企業総務課 総務法制係 職員係」

(14) 水道法（昭和32年法律第177号）に定める情報提供に関すること。

(15) 広報紙の発行に関すること。

(16) 課の庶務に関すること。

第4条を削る。

第5条第1項総務法制係の部分の第5号を次のように改める。

(5) 局の企業戦略に関すること。

第5条第1項総務法制係の部分中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条第2項を削り、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第1項総務係の部分中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項配水計画係の部分の次に次のように加える。
送水計画係

(1) 西部地域（奈良市の区域から奈良市役所出張所設置条例（昭和30年奈良市条例第35号）別表（以下「出張所設置条例別表」という。）に定める区域（奈

良市西部出張所及び奈良市北部出張所の所管する区域を除く。)及び東部地域(奈良市水道事業給水条例(昭和33年奈良市条例第14号)別表第4に定める加算分担金徴収地域をいう。以下同じ。)を除く地域をいう。以下同じ。)の送水施設、設備及び配水池の維持管理に関する事。

- (2) 西部地域の送水施設、設備及び配水池の修繕、維持工事の設計及び施行に関する事。
- (3) 西部地域の送水、配水池等の監視及び運転管理に関する事。

第8条第2項管理第二係の部分の第2号中「漏水修繕後」を「漏水等修繕後」に改め、同部分の第4号中「委託業務」を「委託業者」に改め、同条を第7条とする。

第9条第2項を削り、同条を第8条とする。

第10条管理第一係の部分中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(企業技術監理課の事務)

第10条 企業技術監理課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

総務係

- (1) 水道技術管理者実務研修に関する事。
- (2) 上下水道技術の継承研修に関する事。
- (3) 課の庶務に関する事。

入札係

- (1) 工事発注関係業務の適正化に関する事。
- (2) 工事請負等の入札に関する事。
- (3) 指名登録に関する事。
- (4) 契約事務の総括に関する事。
- (5) 電子入札システムの管理及び改良に関する事。

監理指導係

- (1) 工事発注関係業務の適正化に関する事。
- (2) 局発注の工事請負業者の監理及び指導に関する事。
- (3) 工事監督員の研修及び指導に関する事。
- (4) 工事発注関係業務検討委員会に関する事。
- (5) 市契約課との調整に関する事。
- (6) 水道施設(水道法第3条第8項に規定する施設をいう。以下同じ。)の改良技術の調査及び研究に関する事。
- (7) 上下水道施設工事の設計に係る積算システムの管理及び改善に関する事。
- (8) 上下水道施設工事設計単価の改定に関する事。
- (9) 水道施設工事の共通仕様書に関する事。

工事検査係

- (1) 工事発注関係業務の適正化に関する事。
- (2) 工事検査の総括管理に関する事。
- (3) 水道施設工事及び下水道(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第2項に規定する下水道をいう。以下同じ。)工事の検査に関する事。
- (4) その他上下水道工事の検査に関する事。

第11条を次のように改める。

(官民連携推進課の事務)

第11条 官民連携推進課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 課の収入調定及び収納に関する事。
- (2) 旧簡易水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業の水利協定及び借地占用の協議等に関する事。
- (3) 東部地域等水道整備事業の事務整理に関する事。
- (4) 都祁水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業に係る関係部署との連絡調整に関する事。
- (5) 出張所設置条例別表に定める月ヶ瀬行政センター所管区域の公共下水道の認可に関する事。
- (6) 官民連携事業の調査、企画及び計画に関する事。
- (7) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の官民連携事業の推進に関する事。
- (8) 東部地域、都祁地域及び月ヶ瀬地域の官民連携事業で実施する技術研究に関する事。
- (9) 課の庶務に関する事。

2 東部上下水道管理室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

管理係

- (1) 主管事務に関する文書の収発に関する事。
- (2) 東部地域の断水予告に関する事。
- (3) 東部地域の配水統制に関する事。
- (4) 東部地域の給水装置、配水管及び配水管付属設備の修繕並びに路面復旧に関する事。
- (5) 東部地域の消火栓の整備工事に関する事。
- (6) 東部地域の修繕工事に従事する委託業者の指導及び監督に関する事。
- (7) 東部地域の濁水、出水不良等の対応に関する事。
- (8) 水道修繕用材料及び器具の管理に関する事。
- (9) 東部地域の水道事業の部外者工事の地下埋設物事前協議に関する事。
- (10) 東部地域の水道事業の部外者工事の立会及び協議並びに調整に関する事。
- (11) 東部地域の水道施設整備計画の立案、調整、設計及び工事の施行に関する事。
- (12) 旧簡易水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業の不用施設撤去計画の立案、調整、設計及び工事の施行に関する事。
- (13) 東部地域等水道整備事業の設計図書等の整理及び保管に関する事。
- (14) 東部地域の配水管の改良工事の設計及び施行に関する事。
- (15) 東部地域の受託工事(給水装置工事及び修繕工事を除く。)及び移設工事の設計及び施行に関する事。
- (16) 東部地域(米谷町、中畑町、興隆寺町、南椿尾町、北椿尾町及び菩提山町を除く。)の農業集落排水処理施設の管路(マンホールポンプを除く。)の維持管理及び補修工事に関する事。

- (17) 都祁・月ヶ瀬管理係の第2号の事務に関する事。
- (18) 水道料金等の窓口収納に関する事。
- (19) 水道料金等に係る相談に関する事。

都祁・月ヶ瀬管理係

- (1) 都祁地域及び月ヶ瀬地域の断水予告に関する事。
- (2) 都祁水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業の維持管理に関する事。
- (3) 出張所設置条例別表に定める月ヶ瀬行政センター所管区域の公共下水道等の管路（マンホールポンプを除く。）の維持管理及び補修工事に関する事。
- (4) 水道料金等の窓口収納に関する事。
- (5) 水道料金等に係る相談に関する事。

第13条契約調整係の部分の第4号中「課」を「部及び課」に改め、同号を同部分の第5号とし、同部分中第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 部内の連絡調整に関する事。

第13条契約調整係の部分の次に次のように加える。

設計係

- (1) 水道施設工事の設計に関する事。
- (2) 施設係、工務第一係及び工務第二係の事務に関する事。

第13条工務第一係の部分の第3号を削る。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。
(平成30年3月30日揭示済)

奈良市企業局管理規程第6号

奈良市企業局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程

(奈良市企業局事務専決規程の一部改正)

第1条 奈良市企業局事務専決規程(昭和41年奈良市水道局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条部長共通の部分中第16号を第19号とし、第13号から第18号までを3号ずつ繰り下げ、第12号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (15) 所属職員の病気休暇の願の処理

第3条部長共通の部分中第11号を第13号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 行政財産の目的外使用の許可
- (9) 公有財産の一時的な使用貸借及び1件貸借料の年額又は総額800万円未満の財産の賃貸借

第4条中「及び室長」を削り、同条課長共通の部分中第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

- (18) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定(軽易なものに限る。)

第4条課長共通の部分中第14号を削り、第13号を第14号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 行政財産の目的外使用の許可の更新

第4条官民連携推進課長の部分、東部上下水道管理室長の部分、入札室長の部分、会計室長の部分、漏水対策室長の部分及び工事検査室長の部分を削り、同条企業技術監理課長の部分の第1号中「(所属職員に限る。)」を削り、同部分の次に次のように加える。

官民連携推進課長

- (1) 官民連携事業の調査、企画及び計画に関する事。
 - (2) 官民連携事業で実施する技術研究に関する事。
- 第4条に次の1項を加える。

2 漏水対策室長は、次に掲げる事務を専決処理することができる。

- (1) 修繕工事の施行
 - (2) 包括修繕委託に係る現場監督員の選任
 - (3) 工事検査員(所属職員に限る。)の指名
 - (4) 包括修繕委託に係る修繕工事施行に伴う断水
 - (5) 1件300万円未満の固定資産の除却の決定又は建設(増設、改良を含む。)工事に伴う固定資産の除却の決定
 - (6) 所属職員の宿泊を要しない出張命令
 - (7) 所属職員の時間外勤務命令
 - (8) 所属職員の休暇、欠勤、忌引、その他諸届書類の処理
 - (9) 所属職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休日の指定
 - (10) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知
 - (11) 主管事務に関する統計及び資料等の収集
 - (12) 施設の使用許可
 - (13) 行政文書の開示の請求に対する決定等(軽易なものに限る。)
 - (14) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等(軽易なものに限る。)
 - (15) 前各号に定めるもののほか、定例又は軽易な事務に関し、疑義又は自由裁量の余地のない事項の処理
- 第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。
(会計室長及び東部上下水道管理室長専決事項)
- 第5条 会計室長及び東部上下水道管理室長は、次に掲げる事務を専決処理することができる。
- 会計室長専決事項
- (1) 債権債務の確定した収入及び支払
- 東部上下水道管理室長専決事項
- (1) 工事施行に伴う断水
 - (2) 所属職員の宿泊を要しない出張命令
 - (3) 所属職員の時間外勤務命令
 - (4) 所属職員の休暇、欠勤、忌引、その他諸届書類の処理

- (5) 所属職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休日の指定
- (6) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知
- (7) 前各号に定めるもののほか、定例又は軽易な事務に関し、疑義又は自由裁量の余地のない事項の処理

(奈良市企業局局議規程の一部改正)

第2条 奈良市企業局局議規程(昭和61年奈良市水道局管理規程第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「経営部参事」を「経営部次長、管理部次長」に改める。

(奈良市企業局例規審査委員会規程の一部改正)

第3条 奈良市企業局例規審査委員会規程(昭和60年奈良市水道局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第4号を次のように改める。

- (4) 経営部次長

(奈良市企業局指定給水装置工事事業者審査委員会規程の一部改正)

第4条 奈良市企業局指定給水装置工事事業者審査委員会規程(平成10年奈良市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「、東部上下水道管理室長」を削り、「企業技術監理課長」の次に「、東部上下水道管理室長」を加える。

(奈良市企業局綱紀点検調査委員会設置規程の一部改正)

第5条 奈良市企業局綱紀点検調査委員会設置規程(平成元年奈良市水道局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第5号を次のように改める。

- (5) 工務第一課長

(奈良市企業局建設工事総合評価審査委員会規程の一部改正)

第6条 奈良市企業局建設工事総合評価審査委員会規程(平成27年奈良市水道局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第11条中「設計工務部企業技術監理課」を「管理部企業技術監理課」に改める。

(奈良市企業局情報化推進に関する規程の一部改正)

第7条 奈良市企業局情報化推進に関する規程(平成24年奈良市企業局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「経営部参事」を「経営部次長、管理部次長」に改める。

(奈良市企業局会計規程の一部改正)

第8条 奈良市企業局会計規程(平成26年奈良市企業局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第6条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第7条ただし書中「、財務課主幹」を削る。

第13条中「奈良市企業局契約に関する規程(平成26年奈良市企業局管理規程第2号)」を「奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)」に改める。

(奈良市企業局公用車管理規程の一部改正)

第9条 奈良市企業局公用車管理規程(昭和48年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「料金係長」を「管財係長」に改める。

(奈良市企業局自家用電気工作物施設保安規程の一部改正)

第10条 奈良市企業局自家用電気工作物施設保安規程(昭和40年奈良市水道局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

施設 業務内容	東前第2地区浄化センター	下水道 計画管理 課長 保安管理 業務委託 業者	① 施設の運営管理 ② 電気設備の保全、指導 監督 ③ 電気設備の運転操作 (監視、巡回、日常点検) ④ 運転操作基準の設定 ⑤ 保全計画、総括調査 ⑥ 定期点検、測定記録 ⑦ 保全基準の設定 ⑧ 事故 ⑨ 備品、予備品の管理 ⑩ 従業員の教育訓練 ⑪ 非常災害対策 ⑫ 工事計画 ⑬ 設計施行検収
	東前第1地区浄化センター	下水道 計画管理 課長 保安管理 業務委託 業者	
	田原地区浄化センター	下水道 計画管理 課長 保安管理 業務委託 業者	
	奈良北汚水 水中継ポンプ場	下水道 計画管理 課長 保安管理 業務委託 業者	
	朱雀汚水 水中継ポンプ場	下水道 計画管理 課長 保安管理 業務委託 業者	
	中登美ヶ丘汚水 中継ポンプ場	下水道 計画管理 課長 保安管理 業務委託 業者	
	佐保台浄化センター	下水道 計画管理 課長 保安管理 業務委託 業者	
	平城浄化センター	下水道 計画管理 課長 保安管理 業務委託 業者	
	葛山清水園	下水道 計画管理 課長 保安管理 業務委託 業者	

施設 業務内容	奈良市企業局庁舎	情報科 課長 主任 技師	① 施設の運営管理 ② 電気設備の保全、指導 監督 ③ 電気設備の運転操作 (監視、巡回、日常点検) ④ 運転操作基準の設定 ⑤ 保全計画、総括調査 ⑥ 定期点検、測定記録 ⑦ 保全基準の設定 ⑧ 事故 ⑨ 備品、予備品の管理 ⑩ 従業員の教育訓練 ⑪ 非常災害対策 ⑫ 工事計画 ⑬ 設計施行検収
	情報科 主任 技師		
	情報科 主任 技師		
	情報科 主任 技師		
	情報科 主任 技師		
	情報科 主任 技師		
	情報科 主任 技師		
	情報科 主任 技師		
	情報科 主任 技師		
	情報科 主任 技師		
	情報科 主任 技師		

施設 業務内容	原水分配池	東部上下水道 管理課 主任 技師	① 施設の運営管理 ② 電気設備の保全、指導 監督 ③ 電気設備の運転操作 (監視、巡回、日常点検) ④ 運転操作基準の設定 ⑤ 保全計画、総括調査 ⑥ 定期点検、測定記録 ⑦ 保全基準の設定 ⑧ 事故 ⑨ 備品、予備品の管理 ⑩ 従業員の教育訓練 ⑪ 非常災害対策 ⑫ 工事計画 ⑬ 設計施行検収
	導水・中継 ポンプ所	東部上下水道 管理課 主任 技師	
	橋目取水 場(都祁)	東部上下水道 管理課 主任 技師	
	桃香野配 水池	東部上下水道 管理課 主任 技師	
	布目取水 場	東部上下水道 管理課 主任 技師	
	鶴舞ポン プ所	水道計画 課 主任 技師	
	帝塚山ポ ンプ所	水道計画 課 主任 技師	
	長谷ポン プ所	水道課 主任 技師	
	香取ポン プ所	水道課 主任 技師	

施設 業務内容	針ヶ列所 中継所	東部上下水道 管理課 主任 技師	① 施設の運営管理 ② 電気設備の保全、指導 監督 ③ 電気設備の運転操作 (監視、巡回、日常点検) ④ 運転操作基準の設定 ⑤ 保全計画、総括調査 ⑥ 定期点検、測定記録 ⑦ 保全基準の設定 ⑧ 事故 ⑨ 備品、予備品の管理 ⑩ 従業員の教育訓練 ⑪ 非常災害対策 ⑫ 工事計画 ⑬ 設計施行検収
	馬場中継 ポンプ場	東部上下水道 管理課 主任 技師	
	北部浄水 場	東部上下水道 管理課 主任 技師	
	香取浄水 場	東部上下水道 管理課 主任 技師	
	針ヶ列所 中継所	東部上下水道 管理課 主任 技師	
	馬場中継 ポンプ場	東部上下水道 管理課 主任 技師	
	北部浄水 場	東部上下水道 管理課 主任 技師	
	香取浄水 場	東部上下水道 管理課 主任 技師	

(奈良市企業局工事検査規程の一部改正)

第11条 奈良市企業局工事検査規程(昭和62年奈良市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第4条第4号中「工事検査室長」を「企業技術監理課長」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「工事検査室長」を「企業技術監理課」に改め、同項第2号中「工事検査室長」を「企業技術監理課長」に改める。

第6条、第7条、第11条第2項、第12条、第14条から第16条まで及び第18条中「工事検査室長」を「企業技術監理課長」に改める。

別表中「工事検査室」を「企業技術監理課」に改める。
(奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部改正)

第12条 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2中	5級	1 課長補佐、室長補佐、所長又は主査の職務 2 入札室長の職務 3 会計室長の職務 4 工事検査室長の職務	を
	6級	課長、室長又は主幹の職務	

5級	1 課長補佐、室長補佐又は主査の職務 2 会計室長の職務 3 東部上下水道管理室長の職務	に改める。	
	6級		課長又は主幹の職務

別表第4室長及び職務の級6級の主幹の項中「室長及び」を削り、同表課長補佐、室長補佐、所長、主査及び職務の級5級の室長の項中「、所長」を削る。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。
(平成30年3月30日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第4号

平成30年3月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成30年3月13日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

1 日時

平成30年3月14日(水)

午後1時から

2 場所

奈良市役所 北棟6階 第17会議室

3 会議に付すべき事件

議事

議案第71号 教育委員の辞職について

議案第72号 人事について

議案第73号 幼稚園長の兼務について

議案第74号 平成30年4月県費負担教職員の人事について

傍聴受付は、開催日の午後0時から午後0時50分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成30年3月13日揭示済)

奈良市教育委員会告示第5号

奈良市立小学校通学区域について(平成8年奈良市教育委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

平成30年3月23日

奈良市教育委員会

教育長 中室雄俊

青和小学校通学区域の部分中「鶴舞西町の一部(2番街区)」の次に「3番街区」を加える。

附則

この告示は、平成30年3月23日から施行し、この告示による改正後の奈良市立小学校通学区域についての規定は、平成29年4月4日から適用する。

(平成30年3月23日揭示済)

奈良市教育委員会告示第6号

平成30年3月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成30年3月26日

奈良市教育委員会

教育長 中室雄俊

1 日時

平成30年3月29日(木)

午後3時30分から

2 場所

奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

(1) 平成29年度3月補正予算額について

(2) 平成30年度予算額について

議事

議案第81号 教育長に対する事務委任規則の一部改正について

議案第82号 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置規則の一部改正について

議案第83号 奈良市指定文化財の指定について

議案第84号 奈良市指定文化財の指定解除について
協議事項

「(仮称)奈良市の新しい学びのプロジェクト(案)
について」

傍聴受付は、開催日の午後2時30分から午後3時20分まで、教育総務課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成30年3月26日揭示済)

奈良市教育委員会告示第7号

奈良市文化財保護条例(昭和53年奈良市条例第7号)第4条第1項の規定により、平成30年3月29日次のとおり奈良市指定文化財を指定したので、同条例第9条の規定に基づき告示します。

平成30年3月29日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

分類	件名	数量	所有者・所在地	備考
建造物	春日神社拝殿(舞台)	1棟	春日神社 奈良市下深川町1327	明治時代
絵画	絹本著色愛染明王像	1幅	秋篠寺 奈良市秋篠町757	南北朝時代

(平成30年3月29日揭示済)

奈良市教育委員会告示第8号

奈良市文化財保護条例(昭和53年奈良市条例第7号)第8条第1項の規定により、平成30年3月29日下記物件の奈良市指定文化財の指定を解除したので、同条例第9条の規定に基づき告示します。

平成30年3月29日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

分類	件名	数量	所有者・所在地	備考
天然記念物	上深川のサクラの巨樹	1株	奈良市上深川町自治会 所在地 奈良市上深川町954番地	

(平成30年3月29日揭示済)

教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

奈良市教育委員会規則第2号

教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
教育長に対する事務委任規則(昭和27年奈良市教育委員

会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条第5号中「その他人事に関すること。」を「その他人事に関すること。(次条第4号に掲げる事項を除く。)」に改める。

第3条中「基づき委任された事務(軽易なものを除く。)」を「により委任された事務(軽易なものを除く。)」及び第2条の規定により教育長が専決した事務」に改め、「速やかに」を「速やかに必要に応じて」に改め、同条を第4条とし、第2条中「前条」を「第1条」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

第2条 教育長は、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 教育委員会事務局及び教育機関の職員の任用に関すること。(ただし、課長補佐以上の者を除く。)
- (2) 市費支弁の教員(奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)第39条に規定する市費支弁の教員)の任用に関すること。(ただし、教頭以上の者を除く。)
- (3) 県費負担教職員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する県費負担教職員をいう。)の任用の内申に関すること。(ただし、教頭以上の者を除く。)
- (4) 第1条第5号に規定する事項のうちその他人事に関すること。(ただし、軽易なものに限る。)

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

奈良市教育委員会規則第3号

奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会指定管理者選定委員会設置規則(平成27年奈良市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(費用弁償)

第9条 委員の費用弁償の額は、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表第2に定める額とする。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市教育委員会
教育長 中室 雄俊

奈良市教育委員会規則第4号

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を
改正する規則

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和53年奈良市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項教育総務部の部分中「埋蔵文化財調査センター」を「埋蔵文化財センター 管理係 調査係 活用係」に改める。

第3条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第6号を次のように改める。

(6) 学校規模適正化計画に関すること。

第4条施設係の部分に次の1号を加える。

(6) 学校の設置及び学校規模適正化（教育政策課の主管に属するものを除く。）に関すること。

第4条就学係の部分に次の1号を加える。

(6) 通学区域の設置及び改廃に関すること。

第6条総務係の部分中第9号を第11号とし、第1号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、同部分に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 生涯学習の総合計画及び調整に関すること。

(2) 社会教育委員に関すること。

第6条企画管理係の部分中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第7号を2号ずつ繰り上げる。

第7条総務係の部分の第5号中「補助申請」を「補助申請（埋蔵文化財調査センターの主管に属するものを除く。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 文化財課埋蔵文化財調査センターの所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

管理係

(1) センター施設の管理に関すること。

(2) 埋蔵文化財保管施設の管理に関すること。

(3) 埋蔵文化財に係る補助申請に関すること。

(4) センターの庶務に関すること。

調査係

(1) 埋蔵文化財の保護に関すること。

(2) 埋蔵文化財の発掘、調査、研究及び記録に関すること。

(3) 発掘調査報告書の刊行に関すること。

(4) 埋蔵文化財に関する資料の収集に関すること。

活用係

(1) 埋蔵文化財保護の企画及び調整に関すること。

(2) 出土品、記録等の整理及び保管に関すること。

(3) 埋蔵文化財の公開及び活用並びにこれらの資料の収集に関すること。

第9条教育推進係の部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第10条給食係の部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、同部分の第6号中「学校の給食」を「学校給食食材」

に改め、同号を同部分の第5号とし、同部分中第7号を第6号とする。

第11条地域学校連携係の部分中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) キャリア教育に関すること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市教育委員会
教育長 中室 雄俊

奈良市教育委員会規則第5号

奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育センター組織に関する規則（平成23年奈良市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条教育支援課の部分中「教育支援課 総務係 研修教員支援室

・研究係」を「教育支援課 総務係 研修・研究係 教員支援係」に改める。

第4条第1項に次のように加える。

教員支援係

(1) 教員の個別訪問研修の実施に関すること。

(2) 個別訪問研修の評価に関すること。

第4条第2項を削る。

第6条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第7条第4項中「及び室長」を削り、同条第5項中「又は室長」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月30日揭示済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第1号

全 職 員

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

奈良市消防局長 藤 村 正 弘

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令

奈良市消防吏員の階級別定数規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

本則第2号中「5人」を「3人」に改め、第3号中「19人」を「21人」に改め、第4号中「48人」を「49人」に改

め、第6号中「119人」を「124人」に改め、第8号中「91人」を「85人」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
(平成30年3月30日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第2号

全 職 員

奈良市消防表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

奈良市消防局長 藤 村 正 弘

奈良市消防表彰規程の一部を改正する訓令

奈良市消防表彰規程（平成20年奈良市消防局長訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第13条中「消防危機統制監」を「参事」に改める。

第14条第2項中「4人」を「3人」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
(平成30年3月30日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第2号

平成30年3月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成30年3月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

50分の1の数 6,087人

6分の1の数 50,718人

3分の1の数 101,435人

(平成30年3月1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第3号

平成29年7月9日執行の奈良市議会議員選挙における候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の報告書に修正がありましたので、要旨を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表します。

平成30年3月20日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年7月9日執行
奈良市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
6,132,500円
- 3 報告書の要旨 別紙のとおり

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

選挙の種類 奈良市議会議員選挙
公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 6,132,500円

候補者氏名	松田 未作	所属党派	自由民主党	期間	6月30日から 7月24日まで
出納責任者氏名	松田 重子				

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

選挙の種類 奈良市議会議員選挙
公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 6,132,500円

候補者氏名	東久保 耕也	所属党派	自由民主党	期間	2月1日から 7月12日まで
出納責任者氏名	東久保 信也				

主たる寄附者氏名 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	収入	支出
奈良県支部連合会		100,000	人件費	594,600
奈良県第一選挙区支部		100,000	家屋費	586,420
奈良県第一選挙区支部		100,000	選挙事務所費	586,420
自由民主党奈良市支部		100,000	集会会場費	
			通信費	164,501
			交通費	11,260
			印刷費	102,600
			広告費	162,000
			文具費	
			食糧費	107,092
			休泊費	
			雑費	7,845
その他の寄附者	件	770,000		
その他の収入				
今回計		1,170,000	今回計	1,736,318
前回計		0	前回計	0
総計		1,170,000	総計	1,736,318

項目	金額
支出のうち公費負担相当額	円
ビラの作成	575,960円
ポスターの作成	575,960円
計	575,960円

報告書受理年月日 平成29年7月24日 第1回報告分

主たる寄附者氏名 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	収入	支出
小西 伸秀	自動車修理	250,000	人件費	1,477,000
津田 良威	農業	150,000	家屋費	869,284
奥田 久幸	ガフリンスタンド経営	100,000	選挙事務所費	869,284
乾田 和昭	会社員	70,000	集会会場費	
大谷 新徳	農業	70,000	通信費	
大西 初代	自営業	70,000	交通費	
上本 正代	農業	70,000	印刷費	366,620
平岩 重樹子	無職	70,000	広告費	59,400
畑家 游由	無職	20,000	文具費	12,705
園田 久隆	自営業	20,000	食糧費	315,000
田中 啓隆	無職	18,000	休泊費	
東久保 孝子	無職	18,000	雑費	1,846
津田 香織	農業	60,000		
津田 和代	無職	50,000		
津田 香織	無職	18,000		
大畑 和子	無職	40,000		
井戸ノ上 厚一	自営業	18,000		
田中 典子	無職	30,000		
矢ノ本 一徳	農業	18,000		
松田 益子	無職	30,000		
久保 誠一	無職	18,000		
矢ノ本 孝子	無職	20,000		
徳家 眞	農業	12,000		
自由民主党奈良県支部連合会		100,000		
その他の寄附者	1件	7,000		
その他の収入		2,500,000		
今回計		3,979,000	今回計	3,101,855
前回計		0	前回計	0
総計		3,979,000	総計	3,101,855

項目	金額
支出のうち公費負担相当額	円
ビラの作成	257,125円
ポスターの作成	257,125円
計	257,125円

報告書受理年月日 平成29年7月13日 第1回報告分

(平成30年 3月20日 揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第4号

奈良市農業委員会平成30年 3月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

平成30年 3月 9日

奈良市農業委員会 長 巽 一 孝

1 日時

平成30年 3月14日(水) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (4) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項に基づく農用地利用配分計画について(別紙)
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(2月専決処理分)
- (6) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (7) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (8) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)第3条第3項の規定による特定農地貸付けの承認について
- (9) 知事許可について(2月許可分)

・農政関係

- (1) 平成29年度奈良市農業委員会事業報告について
- (2) 平成30年度奈良市農業委員会事業計画(案)について

(平成30年 3月 9日 揭示済)